

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成16年11月11日(2004.11.11)

【公開番号】特開2002-255714(P2002-255714A)

【公開日】平成14年9月11日(2002.9.11)

【出願番号】特願2001-105250(P2001-105250)

【国際特許分類第7版】

A 0 1 N 63/00

A 0 1 N 59/06

A 0 1 N 63/02

// A 6 1 L 9/00

A 6 2 D 3/00

C 0 7 D 319/24

【F I】

A 0 1 N 63/00 Z

A 0 1 N 59/06 Z

A 0 1 N 63/02 Z

A 6 1 L 9/00 C

A 6 2 D 3/00 Z A B

C 0 7 D 319/24

【手続補正書】

【提出日】平成15年11月11日(2003.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ホタテ貝殻の粉碎物を焼成してなる細菌および/またはダイオキシンおよび/またはホルムアルデヒド抑制剤であって、焼成温度が600～700である、前記抑制剤。

【請求項2】

除菌剤、抗菌剤または防カビ剤として用いられる請求項1に記載の抑制剤。

【請求項3】

粉碎物の粒度が5mm以下である、請求項1または2に記載の抑制剤。

【請求項4】

粉碎物の粒度が10μm以下である、請求項1～3のいずれかに記載の抑制剤。